

日本遺産葛城修験メディアプロモーション業務委託 に係るプロポーザル実施要領

本要領は、葛城修験日本遺産活用推進協議会（以下、「協議会」という）が「日本遺産葛城修験メディアプロモーション業務」を委託するにあたり実施する公募型プロポーザルについて必要な事項を定めたものである。

1. 業務概要

(1) 業務名

日本遺産葛城修験メディアプロモーション業務

(2) 業務内容

別添仕様書のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

(4) 予算上限額

金3,000,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2. 参加対象事業者

次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 民間企業、NPO法人、その他の法人又は法人以外の団体等であって、委託事業を的確に遂行するに足る能力を有するものであること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に掲げる暴力団及びこれらの利益となる行動を行う者でないこと
- (5) 国税及び県税について未納のない者

3. 審査対象からの除外

次の各号のいずれかに該当した場合は、選定審査の対象から除外する。

- (1) 選定審査に関する不当な要求等を申し入れた場合
- (2) 提出書類に虚偽又は不正があった場合
- (3) 募集要領に違反又は著しく逸脱した場合
- (4) 同一提案者が2件以上の提案をした場合
- (5) 提出書類等の提出期間を経過してから提出書類等が提出された場合
- (6) 本実施要領に示した予算上限額を超えた見積額を提示した場合
- (7) その他不正行為があった場合

4. 全体スケジュール

公募開始（公告）	令和7年9月8日
参加表明書の受付期間	令和7年9月8日～9月19日17時まで
質問受付期間	令和7年9月8日～9月24日17時まで
質問回答期間	令和7年9月29日まで随時
提案書等の提出期限	令和7年10月3日17時まで
書面審査	令和7年10月初旬（予定）

5. プロポーザル参加表明書の提出

- （1）本プロポーザルに応募する場合は、プロポーザル参加表明書（様式1）を「11. 各関係書類の提出場所」に記載する連絡先まで電子メールにより提出すること。なお、電子メールの件名を「日本遺産葛城修験メディアプロモーション業務参加表明」とすること。

電子メールを受領した後、協議会より受付完了のメールを送付する。

- （2）提出期限 令和7年9月19日（金）17時まで

6. プロポーザル質問票の提出

- （1）プロポーザルに関する質問がある場合は、質問票（様式2）を「11. 各関係書類の提出場所」に記載する連絡先まで電子メールにて提出すること。なお、電子メールの件名を「日本遺産葛城修験メディアプロモーション業務に係る質問」とすること。

- （2）質問に対する回答は、質問者に対し、電子メールにて回答し、その内容については、和歌山県観光振興課ホームページ（<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/062400/>）への掲載により公表する。

なお、企画提案の内容及び評価基準に関するもの、他の応募者からの提案書提出状況に関するものなど、公平性の確保及び公正な選考を妨げる恐れのある質問は受け付けない。

- （3）提出期限 令和7年9月24日（水）17時まで

7. 企画提案書類等の提出

- （1）提出書類について

応募申請者は、次に掲げる書類を提出すること。

ただし、書類の提出日において、「和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格」もしくは「大阪府の物品・委託役務関係入札参加資格」もしくは「奈良県物品購入等競争入札参加資格」のいずれかを保有する者は、それが分かる書類の提出をもって下記⑤～⑨の書類に代えることができるものとする。

①提案者の概要書（様式3）・・・6部

②企画提案書（任意様式。下記（2）参照のこと）・・・正本1部、副本5部

③見積書（任意様式。次の事項に留意すること）・・・正本1部、副本5部

ア 見積の一式計上は認めない。詳細な費用明細を提出すること。

イ 見積額には消費税及び地方消費税を含めること。

ウ あて先は「日本遺産葛城修験活用推進協議会 会長 赤坂武彦」とすること。

エ 見積者は、契約締結権を持つ者とし、その者の印を押印すること。

④誓約書（様式4）・・・1部

⑤財産目録、貸借対照表、事業報告書、損益計算書及び利益処分計算書又はこれに準ずる書類（直近1年分）・・・1部

⑥定款若しくは寄付行為及び法人登記事項証明書又はこれらに準ずる書類・・・1部

⑦印鑑証明・・・1部

⑧法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税について未納がない旨の証明・・・1部
（3ヶ月以内のもの）

⑨都道府県税に係る徴収金について未納がない旨の証明書（3ヶ月以内のもの）・・・1部

（2）企画提案書について

応募申請者は、「1. 業務概要」及び別添仕様書の記載事項に留意の上、次により作成すること。

①業務実施体制

- ・本業務をどのような実施体制で運営するか記載すること
- ・担当者の経歴や実績について記載すること

②各種メディアを用いた“山好き”の若年層への情報発信

- ・用いる媒体及び起用する著名人、PR方法について記載すること
- ・どのような内容を発信するのか、理由も含めて記載すること

③現地への誘客及び周遊を促進するキャンペーン

- ・キャンペーン内容及びインセンティブについて、理由も含めて記載すること。

④その他

- ・仕様書に記載しているものの他、事業者が必要と思われるものについては積極的に提案すること

（3）提出書類の留意事項

①提出された書類は、理由の如何を問わず返却しない。

②協議会が必要と認める場合は追加資料を求めることがある。

（4）提出方法 「1 1. 各関係書類の提出場所」に直接持参又は郵送

（5）提出期限 令和7年10月3日（金）17時まで（必着）

8. 委託候補者の選定方法

（1）選定方法

事業者の選定は、別途設置する審査委員による書面審査により行う。

（2）評価方法

①各審査委員の評価点の合計が、満点の6割以上である企画提案を行った者のうち、最高評価点を獲得した提案者1者を委託候補者とする。

②最高評価点の者が複数となった場合は、提案金額の安価な提案者を委託候補者とする。

③提案者が1者の場合は、審査委員会における評価の結果、各審査委員の評価点数の合計が満点の6割以上に達していれば、当該提案者を委託候補者とする。

（3）審査結果の通知及び公表

審査結果は、書面審査終了後、速やかに参加者全員に文書にて通知する。

9. 委託契約について

（1）契約の締結

選定した委託候補者と協議会は、企画提案の内容をもとに協議のうえ、委託業務の仕様の内容を確定し、契約を締結する。協議が整わない場合又は委託候補者が契約を辞退した場合は、評価点が

次点の者と協議を行う。

(2) 契約の解除

契約締結後であっても、次の場合には契約を解除し、委託事業者を変更することがある。

- ①提出書類に虚偽の記載があることが明らかになった場合
- ②業務遂行の意思が認められない場合
- ③業務遂行能力がないと認められる場合
- ④その他、契約を継続するに耐えない事情がある場合

10. その他

- (1) 一度提出した書類・提案書は返却しない。
- (2) プロポーザル参加に要する一切の経費は、参加事業者の負担とする。
- (3) 企画内容の一層の充実を図るため、発注者との協議のうえ採用となった企画提案をもとに委託費の範囲内で変更する場合がある。

11. 各関係書類の提出場所

葛城修験日本遺産活用推進協議会（和歌山県地域振興部観光局観光振興課内）

担当：浜端

〒640-8585

和歌山県和歌山市小松原通1-1

電話：073-441-2424

メール：hamabata_y0001@pref.wakayama.lg.jp